

第404回南国市議会定例会会議録

第7日 平成30年9月21日 金曜日

出席議員

1番 神崎隆代	2番 植田豊
3番 浜田憲雄	4番 山中良成
5番 岩松永治	6番 西川潔
7番 土居恒夫	8番 高木正平
9番 有沢芳郎	10番 中山研心
11番 前田学浩	12番 村田敦子
13番 岡崎純男	14番 小笠原治幸
15番 野村新作	16番 浜田和子
17番 浜田勉	18番 土居篤男
19番 福田佐和子	20番 西岡照夫
21番 今西忠良	

—*—

欠席議員

なし

—*—

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
<small>参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長</small> 西山明彦	参事兼財政課長 渡部靖
参事兼企画課長 松木和哉	情報政策課長 原康司
危機管理課長 山田恭輔	税務課長 高野正和
市民課長 崎山雅子	子育て支援課長 田内理香
長寿支援課長 島本佳枝	保健福祉センター 所長 高橋元和
環境課長 谷合成章	農林水産課長 古田修章
商工観光課長 長野洋高	建設課長 西川博由
地籍調査課長 横山聖二	都市整備課長 若枝実
上下水道局長 橋詰徳幸	会計管理者兼 参事兼会計課長 橋田裕子

福祉事務所長	岩原富美	教育長	大野吉彦
教育次長兼 学校教育課長	伊藤和幸	生涯学習課長	中村俊一
監査委員 事務局長	細川千秋	農業委員会 事務局長	土橋愛
消防長	小松和英		

—————

議会事務局職員出席者

事務局長	秋田節夫	次長	公文知子
書記	門脇智哉		

—————

議事日程

平成30年9月21日 金曜日 午前10時開議

- 第1 議案第12号 平成30年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第1号 平成29年度南国市一般会計歳入歳出決算
- 第3 議案第2号 平成29年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 第4 議案第3号 平成29年度南国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第5 議案第4号 平成29年度南国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 第6 議案第5号 平成29年度南国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第7 議案第6号 平成29年度南国市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第8 議案第7号 平成29年度南国市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 第9 議案第8号 平成29年度南国市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算
- 第10 議案第9号 平成29年度南国市水道事業会計決算の認定について
- 第11 議案第10号 平成29年度南国市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第12 議案第11号 平成29年度南国市下水道事業会計決算の認定について
- 第13 議案第13号 平成30年度南国市土地取得事業特別会計補正予算
- 第14 議案第14号 平成30年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第15 議案第15号 平成30年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第16 議案第16号 平成30年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算
- 第17 議案第17号 平成30年度南国市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第18号 南国市火災予防条例の一部を改正する条例

- 第19 議案第19号 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第20号 災害対応特殊救急自動車購入契約の締結について
- 第21 議案第21号 市道の認定について
- 第22 議案第22号 和解の成立について
- 第23 承認要求書
- 第24 議員派遣の件

—————*—————

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第24まで

—————*—————

午前10時2分 開議

○議長（岡崎純男） これより本日の会議を開きます。

—————*—————

発言の訂正

○議長（岡崎純男） 有沢議員から9月12日の一般質問において、発言中に不適切な部分があったため、会議規則第65条の規定により、発言の一部を訂正したい旨の申し出がありました。訂正箇所につきましては、お手元に文書を配布いたしております。この訂正につきましては議長のほうで許可いたしましたので、御報告いたします。

—————*—————

諸般の報告

○議長（岡崎純男） 諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○事務局長（秋田節夫） 御報告いたします。

議案第12号平成30年度南国市一般会計補正予算について、土居恒夫議員外2名から修正の動議が提出されました。内容につきましては、印刷をしてお手元に配付してあります。

以上であります。

—————*—————

議案第12号

○議長（岡崎純男） この際、議案第12号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。総務常任委員長浜田憲雄議員。

*

平成30年 9 月 19 日

南国市議会議長 岡崎 純 男 様

総務常任委員長

浜 田 憲 雄

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第 1 2 号	平成30年度南国市一般会計補正予算 第 1 条歳入歳出予算の補正 歳入の部 歳出第 2 款総務費 第 9 款消防費 第 2 条繰越明許費 第 3 条債務負担行為の補正 第 4 条地方債の補正	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

*

〔 3 番 浜田憲雄議員登壇〕

○ 3 番（浜田憲雄） ただいま議題となっております議案第12号につきまして、総務常任委員会の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

議案第12号平成30年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されましたのは、第 1 条歳入歳出予算の補正、歳入の部、歳出第 2 款総務費、第 9 款消防費、第 2 条繰越明許費、第 3 条債務負担行為の補正、第 4 条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は、4 億8,263万1,000円の増額計上であります。

その所要一般財源は1 億9,113万6,000円の増額であり、過年度県補助金100万円を減額し、地方特例交付金607万2,000円、地方交付税 1 億7,015万5,000円及び臨時財政対策債1,590万

9,000円を増額し、補正財源とするものであります。

歳出の主なものは、人件費関係では、退職手当3,626万2,000円を増額計上、総務費関係では、国・県支出金返還金5,856万4,000円を増額計上し、国土調査事業費2,167万8,000円を減額計上するものであります。

また、繰越明許費につきましては、あけぼの保育所増築・非構造部材耐震化工事に係る公立保育所費9,992万6,000円、都市再生整備事業費（生涯）9,383万1,000円、稲生防災活動拠点施設整備に係る消防施設費4,597万2,000円を計上するものです。

債務負担行為につきましては、（仮称）南国日章工業団地整備事業に係る限度額5億8,470万円を追加するものであります。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎純男） 産業建設常任委員長山中良成議員。

＊

平成30年9月19日

南国市議会議長 岡崎純男様

産業建設常任委員長
山中良成

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第12号	平成30年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める

*—————

〔4番 山中良成議員登壇〕

○4番（山中良成） ただいま議題となっております議案第12号につきまして、産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

議案第12号平成30年度南国市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費についてであります。

歳出の主なものとして、農林水産業費関係では、市単独土地改良事業費1,600万円及び市単独農道水路維持管理費1,200万円を増額計上、土木費関係では、市道補修に係る道路維持費3,520万円及び市単独道路新設改良事業費2,556万2,000円を増額計上するものであり、審査の結果やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（岡崎純男） 教育民生常任委員長村田敦子議員。

*—————

平成30年9月19日

南国市議会議長 岡崎純男様

教育民生常任委員長

村田敦子

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第12号	平成30年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

＊

〔12番 村田敦子議員登壇〕

○12番（村田敦子） ただいま議題となっております議案第12号につきまして、教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして御報告を申し上げます。

議案第12号平成30年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されましたのは、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。

主なものは、民生費関係では、あけぼの保育所増築・非構造部材耐震化工事に係る公立保育所費1億9万6,000円を増額計上し、教育費関係では、ブロック塀等耐震対策工事に係る小学校管理費6,490万円及び中学校管理費3,280万4,000円を増額計上したものであります。

第3款民生費1項4目老人福祉費、シルバー人材センター運営資金貸付金400万円については、センターの自助努力等が必要、貸付金は認められず、修正を求める意見が多数ありました。しかし、予算の修正については歳入及び歳出の修正が必要となりますが、本委員会には歳入予算は付託されておらず、修正案の提出ができないこと、その他の原案については賛成であることから、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。なお、一部原案に賛成の意見がありましたことを申し添えます。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎純男） これにて委員長の報告は終わりました。

＊

○議長（岡崎純男） 本案に対し、土居恒夫議員外2名から修正の動議が提出されました。

この際、提出者の説明を求めます。7番土居恒夫議員。

＊

議案第12号 平成30年度南国市一般会計補正予算に対する修正動議

上記の修正動議を別紙のとおり地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により提出します。

3. 民生費		9,476,270	115,609	9,591,879
			119,609	9,595,879
	1. 社会福祉費	3,729,222	6,165	3,735,387
			10,165	3,739,387
歳出合計		20,951,311	478,631	21,429,942
			482,631	21,433,942

.....

★★★★ (「30.9 修正案 (事項別明細書)」データ挿入)

★★★★ (「30.9 修正案 (事項別明細書)」データ挿入)

—*—

〔7番 土居恒夫議員登壇〕

○7番（土居恒夫） 議案第12号平成30年度南国市一般会計補正予算に対する修正動議について提案説明をいたします。

修正の内容は、補正予算の中の歳入20款諸収入3項貸付金元利収入中、シルバー人材センター貸付金元金収入の補正額400万円と歳出3款民生費1項社会福祉費中、同センター運営資金貸付金の補正額400万円をそれぞれ0円に修正するものであります。その理由といたしましては、このたびのシルバー人材センター運営資金貸付金につきましては、国からの補助金が年度内に交付される予定でもありますので、市からの貸付金に頼ることなく、センターの自助努力で乗り切るべきであると考えます。

したがいまして、今回の補正予算中、歳入歳出それぞれの貸付金に該当する金額400万円をゼロにするということであります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎純男） これにて修正案の説明は終わりました。

—*—

○議長（岡崎純男） これよりただいまの委員長報告及び修正案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。6番西川潔議員。

〔6番 西川 潔議員登壇〕

○6番（西川 潔） 今議会提案のシルバー人材センター貸付金400万円については、私は必要ではないのかという点で質問をいたします。

同センターの必要性は、皆さん十分に御承知をしていることと思います。貸付金400万円の償還も私は滞ることはまずないというふうに思いますし、滞るとは考えにくいわけです。予算案どおり貸し付けをすることが適当と考えるわけですが、特に運転資金が渴望しては、シルバーセンターが行ってます事業、また事業対象者に支障が出るのではないかというふうに危惧をいたします。その400万円を貸し付けない、ゼロにするということによって事業が滞る心配がないところについて、修正動議を出されました土居恒夫議員にその説明を少ししていただきたいということで、よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。7番土居恒夫議員。

〔7番 土居恒夫議員登壇〕

○7番（土居恒夫） この件につきまして、西川議員もおっしゃってたように、シルバー人材センターの南国市における高齢者の雇用とか、そして市民に対するサービスというのは本当に

御努力されて市民にとっては大変なサービスであります。ですから今回の件で、逆に不評なり、受注とか少ないのも危惧されております。しかし、今回の件は経理の不祥事、そして長年にわたるどうも適切な監査を行ってなかったということで、この件につきましては大変心苦しいですが、自助努力によって対処していただきたいと考えて提案しました。

済みません、答弁抜かっておりましたけども。先ほど運営ができるのかということにつきましては、当委員会にもそのような経営状態、資金繰りはありました、そして、受注件数とか等々の詳しいものは提出されておられません。よって、私どもは委員会においては判断できませんし、私も判断もできませんでした。以上です。

○議長（岡崎純男） 西川議員。

〔6番 西川 潔議員登壇〕

○6番（西川 潔） 私は、運営ができるかどうかということについてが非常に危惧をしているわけで、修正案に対する質問で今度執行部のほうにふるというのも、これがルールなのかというのは私もようわからんところですけども。ここでこの動議について、そのものが貸し付けをしないと、今後のシルバーセンターがどのような運営になっていくのかという部分についての説明がないとですね、この修正案に反対、賛成という立場が私はなかなかとりにくい。同僚議員の皆様もそういうことにはなろうかと思うんですが、議長に振って悪いですけど、ルール上執行部のほうからの説明をいただければ、私はそこな辺がルールがわかりませんので、済みませんが、土居恒夫議員にそのことを説明していただくのか、振って済みませんが、そのことがわかりませんので判断がしにくいということを申し上げます。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

〔7番 土居恒夫議員登壇〕

○7番（土居恒夫） 先ほど来言ってますけど、この件につきましては、そういった資料等もありません。しかも、一般質問でもこれは十分に討議をされてるはずですよ。ですから、その件につきましては、それ以上のことはお答えできませんのでよろしくお願いします。

○議長（岡崎純男） 9番有沢芳郎議員。

〔9番 有沢芳郎議員登壇〕

○9番（有沢芳郎） 質疑を申し上げます。

本来、シルバー人材センターのこの問題につきましては、計画再生案、いわゆるそういった事業計画書がまずない、そして借用書もない、事業説明も我々がない、ということで……。

○議長（岡崎純男） 有沢議員に申し上げます。

修正案に対する質問か、議案第12号の委員長報告に対する質問か、それを明確にしてください、討論ではありませんので。

○9番（有沢芳郎） 失礼しました。済いません。討論のときに……。

○議長（岡崎純男） ほかに質疑はありませんか。19番福田佐和子議員。

〔19番 福田佐和子議員登壇〕

○19番（福田佐和子） 提案者の土居議員にお尋ねをいたします。

先ほどの答弁の中では、具体的な資料はなしにと、資料がなかったのも、こういう結果を出したということも答弁されたとは私は聞いたんですが、その全く具体的なさまざまな受注関係などの資料を見ずに、今回の400万円の削除を決めたということなのではないでしょうか、お聞きをしたいと思います。議員全体の説明会では、そこで指摘をされたのは、やはり市が出している補助金団体については、市が責任を持ってきちんと確認をしていく、対応をしていくということが求められたと思うんですけれども。シルバー人材センターの果たしている役割、これなどを踏まえますと、私は削除ではなく、議員説明会の中で言われたことをしっかりと執行部に対して求めるのが議会としての筋ではなかったかと思いますが。先ほどの答弁の中で、資料がなかったと言われながら、今回の提案をされたわけですから、そのあたり資料を全く見ずに400万円の削除をしたということになるのか、お尋ねをいたします。以上です。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

〔7番 土居恒夫議員登壇〕

○7番（土居恒夫） 大変失礼いたしました。資料というか、私の資料という意味は、確かに資料いただきました、それは十分に委員会でも見ながら、そして受注件数も聞きながら、結論といいますか聞いております。資料というのは私の言うのは、再建計画等の非常にこういうふうにやっていたら計画的にいついつまでにと、もっと重要な資料というか、全てにおいて何というんですかね、大まかに資料と言いまして大変失礼な言い方したんですけれども。十分な計画案とか、あるいは自助努力でやっていただける、ですから年度末には400万円というお金が返ってきますので、その間はぜひとも自助努力でやっていただきたいという思いでやっております。ですから資料がなかったというのは、それは私の言い過ぎかも知れませんが、ほとんどの資料はいただいておりますけれども。そういうことでお答えしましたので、ぜひとも御理解をお願いしたいと思います。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

〔19番 福田佐和子議員登壇〕

○19番（福田佐和子） 土居恒夫議員にお尋ねをいたしますが、この案を提案をするときに、その再建計画であるとか、そういう資料をもらう時間はあったはずだと思うんですけども、それをしなかったのはなぜでしょうか。

○議長（岡崎純男） 土居恒夫議員。

〔7番 土居恒夫議員登壇〕

○7番（土居恒夫） お答えします。この件に関しましては、資料等は求めないと出てこないものですか。逆にやはり協力を求めて、本当に必死の思いであるならば、そういうものを全て出して。会議でも言いましたけど、議事録とかそのものを、こういう内容でやりましたとかいう全ても出して、ある意味、ですから自助努力という点で、今回採決をいたしました。よろしく。

○議長（岡崎純男） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 委員長報告及び修正案に対する質疑を終結いたします。

—————*—————

○議長（岡崎純男） これより討論に入ります。討論はありませんか。9番有沢芳郎議員。

〔9番 有沢芳郎議員登壇〕

○9番（有沢芳郎） 私は土居恒夫議員の提案に賛成でございます。

本来なら貸付金というものは、借用書、事業計画書、そういったものをおかちり審査してから貸し付けするのが原則でございます。その書類もないのに、予算を計上するというのは、いかがなものでしょうか。公金というのは、非常に大事なものでありまして、補助金につけ、貸付金にしる、税金を投入する以上はちゃんとした書類審査がなされてから、それを審議して、これやったらオーケーというふうにするのが原則だと思います。だから、その点について、今、土居恒夫議員が言われたように、書類審査に対してちゃんとした書類が整ってなかったから、そういうもんでは貸し付けができないと。シルバー人材の公共性は重々承知しながら、定款にもちゃんと多額の借金ができるというふうとうたっております。ちゃんと議事録をつくらなければならないとシルバー人材の定款にもうたっております。そういったものを我々審議する議員に提出もなく、貸付金を計上するっていうのはいかがなものでしょうか。土居議員の提案に賛成でございます。

○議長（岡崎純男） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（岡崎純男） これより議案第12号を採決いたします。

まず、本案に対する土居恒夫議員ほか2名から提出されました修正案について、起立により採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎純男） 起立多数であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決をした部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除くその他の部分を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（岡崎純男） 起立全員であります。よって、修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

—————*—————

議案第1号から議案第11号まで、議案第13号から議案第22号
まで

○議長（岡崎純男） 次に、議案第1号から議案第11号まで及び議案第13号から議案第22号まで、以上21件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長浜田憲雄議員。

—————*—————

平成30年9月19日

南国市議会議長 岡崎純男様

総務常任委員長

浜田憲雄

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第13号	平成30年度南国市土地取得事業特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第18号	南国市火災予防条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第19号	南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第20号	災害対応特殊救急自動車購入契約の締結について	原案を可決すべきもの	適当と認める

*

〔3番 浜田憲雄議員登壇〕

○3番（浜田憲雄） 総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第3号、議案第13号及び議案第18号から議案第20号までの6件であります。

去る19日に委員会を開催し、執行部から関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号平成29年度南国市一般会計歳入歳出決算、及び議案第3号平成29年度南国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の2件につきましては、なお引き続き慎重審査の必要性を認め、継続審査に付すべきものと決しました。

次に、議案第13号平成30年度南国市土地取得事業特別会計補正予算につきましては、歳出で土地取得事業費9,240万円を増額計上し、歳入で市債9,240万円を増額計上するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号南国市火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、消防法令に違反のある建物等について違反内容等を公表することができるよう、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例につきましては、南国市市長等退職手当審査会及び南国市退職手当審査会の委員の報酬を月額6,000円とすることから、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第20号災害対応特殊救急自動車購入契約の締結についてにつきましては、南国市消防署の災害対応特殊救急自動車を購入するに当たり、7月30日に見積競争を実施した結果を受けて、契約の締結について議会の議決を求めるものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎純男） 産業建設常任委員長山中良成議員。

＊

平成30年9月19日

南国市議会議長 岡崎純男様

産業建設常任委員長

山中良成

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第16号	平成30年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第17号	平成30年度南国市水道事業会計補正予算（第2号）	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第21号	市道の認定について	原案を可決すべきもの	適当と認める

＊

〔4番 山中良成議員登壇〕

○4番（山中良成） 産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件のうち、議案第2号、4号、7号、9号、10号、11号、16号、17号、21号の9件について、去る19日に委員会を開催し、関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第2号平成29年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、議案第4号平成29年度南国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、議案第7号平成29年度南国市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算はいずれも特別会計の決算議案であり、また、議案第9号平成29年度南国市水道事業会計決算の認定については、水道事業会計の決算議案、議案第10号平成29年度南国市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第11号平成29年度南国市下水道事業会計決算の認定については、下水道事業の決算に係る議案であります。これら6件については、なお引き続き慎重審査の必要性を認め、継続審査に付すべきものと決しました。

次に、議案第16号平成30年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算については、工業団地造成事業費4,210万円を増額計上、債務負担行為として、(仮称)南国日章工業団地整備事業の限度額3億6,972万8,000円を計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号平成30年度南国市水道事業会計補正予算(第2号)については、収益的支出において、企業債利息、給水装置内の漏水に係る水道料金の軽減による特別損失等の上水道事業費用を333万4,000円増額するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号市道の認定については、吉田前3号線及び吉田前3号支線が都市計画法第29条による開発により整備されたため、市道として認定するものであります。去る18日に現地調査を担当課長立ち合いのもとで行い、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしく願います。

○議長(岡崎純男) 教育民生常任委員長村田敦子議員。

—————*—————

平成30年9月19日

南国市議会議長 岡崎純男様

教育民生常任委員長

村 田 敦 子

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第 1 4 号	平成30年度南国市国民健康保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 1 5 号	平成30年度南国市介護保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 2 2 号	和解の成立について	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

＊

〔12番 村田敦子議員登壇〕

○ 1 2 番（村田敦子） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第14号、議案第15号、議案第22号の以上6件であります。

去る9月19日、関係課長等の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第5号平成29年度南国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第6号平成29年度南国市介護保険特別会計歳入歳出決算、議案第8号平成29年度南国市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の3件につきましては、いずれも特別会計の決算議案であります。なお引き続き審査の必要性を認め、継続審査に付すべきものと決しました。

次に、議案第14号平成30年度南国市国民健康保険特別会計補正予算につきましては、補正予

算規模 1 億 1,029 万 7,000 円の増額計上であります。歳入では、繰越金 1 億 724 万円等を増額計上し、歳出においては、国・県・支払基金への療養給付費等負担金償還金 1 億 452 万 5,000 円及び療養給付費等交付金償還金 577 万 2,000 円を増額計上したものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 15 号平成 30 年度南国市介護保険特別会計補正予算につきましては、補正予算規模 1 億 8,725 万 6,000 円の増額計上であります。歳入では、一般会計繰越金 1 億 8,390 万 3,000 円等を増額計上し、歳出においては、一般介護予防事業費 506 万 6,000 円、介護給付費準備基金への積立金 9,400 万 1,000 円及び国・県・支払基金への返還金 8,818 万 9,000 円を増額計上したものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第 22 号和解の成立についてにつきましては、一般社団法人南国市シルバー人材センターの経理において使途不明金が発覚し、同センターとの間で平成 27 年度及び平成 28 年度の運営費補助金の返還に係る和解を成立させることについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎純男） これにて委員長報告は終わりました。

—————*—————

○議長（岡崎純男） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

—————*—————

○議長（岡崎純男） これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（岡崎純男） これより採決に入ります。

まず、議案第 1 号から議案第 11 号まで、以上 11 件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも継続審査の申し出であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第11号まで、以上11件は継続審査に付することに決しました。

次に、議案第13号から議案第21号まで、以上9件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号から議案第21号まで、以上9件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎純男） 起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

＊

承認要求書

○議長（岡崎純男） 日程第23、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

＊

承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

記

1. 事 項 本委員会の所管に属する事項
1. 目 的 所管事項の把握
1. 方 法 委員会開催・調査のための視察等
1. 期 間 調査終了まで

平成30年9月21日

南国市議会議長 岡崎 純 男 様

総務常任委員長 浜 田 憲 雄

産業建設常任委員長 山 中 良 成

教育民生常任委員長 村 田 敦 子

議会運営委員長 西 川 潔

＊

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

＊

議員派遣の件

○議長（岡崎純男） 日程第24、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきまして、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとお決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとお決定することに決しました。

＊

○議長（岡崎純男） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

＊

議発第1号から議発第6号まで

○議長（岡崎純男） ただいま議発第1号から議発第6号まで、以上6件の意見書が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

＊

議発第1号

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年9月21日提出

提出者	南国市議会議員	浜田和子
賛成者	〃	野村新作
〃	〃	西岡照夫
〃	〃	山中良成
〃	〃	浜田憲雄
〃	〃	高木正平
〃	〃	植田豊
〃	〃	岩松永治
〃	〃	前田学浩
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	中山研心
〃	〃	今西忠良
〃	〃	神崎隆代
〃	〃	西川潔
〃	〃	小笠原治幸
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	浜田勉
〃	〃	土居篤男
〃	〃	村田敦子
〃	〃	福田佐和子

南国市議会議長 岡崎 純男 様

.....
議発第1号

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

今般、東京都目黒区で両親から虐待を受け女兒が死亡するという痛ましい事件が発生した。このような虐待事案は、近年急増しており、平成28年度全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は12万件を超え、5年前と比べると倍増している。

こうした事態を重く受け止め、政府は平成28、29年と連続して児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきた。しかし、今回の事案は、児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から救うことができなかった。

虐待から子どもの命を守るためには、子どもの異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要である。

よって政府においては、こうした痛ましい事件が二度と繰り返されないためにも、児童虐待防止対策のさらなる強化に向け、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

1. 平成28年度に政府が策定した「児童相談所強化プラン」を拡充し、市町村における児童虐待防止体制の強化や中核市・特別区への児童相談所の設置も加えた児童虐待防止体制を強化するプランを新たに策定するとともに、地方交付税措置を含めた必要な財源を速やかに講ずること。
2. 子どもの問題を児童相談所に一極集中させている現状を改めること。具体的には、児童相談所と市町村の役割分担をさらに明確にするとともに、施設やNPO等民間機関・団体や他の行政機関等との連携を強化して役割分担・協働を加速する「児童相談体制改革」を行うこと。
3. 児童相談所間および児童相談所と市町村の情報共有については、仮に転居があったとしても、危機感や支援状況が確実かつ迅速に引き継げるよう、引き継ぎの全国共通ルールを定めるとともに、全国からアクセスできるシステムを整備すること。また、児童相談所と警察との情報共有については、必要な情報がタイムリーかつ確実に共有できるようにするとともに、適切かつ効果的に情報共有できるシステムを新たに構築すること。

4. 全国共通ダイヤル「189」を児童虐待通告に限定し、児童相談所の相談できる窓口につながるまでの間に、未だ半数以上の電話が切れている事態を速やかに検証・分析し、その結果を踏まえ、児童相談所への通告の無料化の検討を含め、運用の改善に努めること。

5. 保育所や幼稚園・学校と情報共有を図ること。いじめ防止対策と同様、小中学校の校務分掌に虐待対応を位置づけ、対応する組織を明確化するとともに、SSWを中心とした学校における虐待対応体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月21日

南 国 市 議 会

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 様
文部科学大臣	林 芳 正 様
総務大臣	野 田 聖 子 様
国家公安委員長	小 此 木 八 郎 様

＊

議発第2号

学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年9月21日提出

提出者	南国市議会議員	神 崎 隆 代
賛成者	〃	前 田 学 浩
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	西 岡 照 夫
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	野 村 新 作
〃	〃	岩 松 永 治

賛成者	南国市議会議員	高木正平
〃	〃	浜田憲雄
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	中山研心
〃	〃	今西忠良
〃	〃	浜田和子
〃	〃	西川 潔
〃	〃	小笠原 治 幸
〃	〃	浜田 勉
〃	〃	土居 篤 男
〃	〃	村田 敦 子
〃	〃	福田 佐和子

南国市議会議長 岡崎 純男 様

.....
議発第2号

学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書

本年6月18日午前7時58分に大阪北部で震度6弱を観測した地震では、児童を含む5名が亡くなり、400名以上が負傷した。特に学校関係では、158人に及ぶ児童生徒が重軽傷を負い、1200を超える学校で校舎等の天井・ガラス等の破損、壁のひび割れ、断水等の物的被害を受けた。

なかでも、学校施設のブロック塀が倒壊して下敷きになって児童が死亡したことは大変痛ましく、二度とこのようなことがあってはならない。全国で学校施設の耐震化は進められているが、通学路等のブロック塀は盲点になっている可能性があり、同様の惨事が起こらないよう早急な対策を行うべきである。文部科学省は6月19日に学校施設における塀の緊急点検を要請したが、学校施設の点検、安全性確保はもとより、児童生徒が利用する通学路についても速やかに点検した上で、安全性確保に向けて改善を図ることが必要である。

については、国が引き続き通学路のブロック塀等の緊急総点検と安全対策を行うことが重要であり、下記の事項について積極的な対応を求めるものである。

記

1. 今回被災した地域においては、二次被害も想定されることから、通学路のブロック塀等の総点検・調査を緊急に実施し、危険が認められる箇所については、通学路の変更や立ち入り禁止等の措置を含めた対応を徹底すること。
2. 全国の通学路も緊急総点検・調査を実施し、工事が必要な場合は、民間事業者とも連携しつつ速やかに実施し、地方自治体に対する技術的・財政的支援を行うこと。その際、一般家庭の塀であっても、倒壊の可能性があるなどの場合に支援出来る制度を検討すること。また、国土交通省の社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の効果促進事業（C事業）の積極的な活用を図ること。
3. 学校施設の安全対策に要する費用については、塀の修繕など小規模工事に対する補助制度、法定点検やそれに伴う修繕への補助制度の創設等を検討すること。その際、400万円と定められている文部科学省の公立学校施設の防災機能強化事業の補助対象事業の下限額について、広域での申請を認めるなど弾力的に運用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月21日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
文 部 科 学 大 臣	林 芳 正 様
総 務 大 臣	野 田 聖 子 様
国 土 交 通 大 臣	石 井 啓 一 様

＊

議発第3号

障害者の働く権利を侵害する障害者雇用率の水増し偽装の徹底解明と再発防止を
求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年9月21日提出

提出者 南国市議会議員 福 田 佐 和 子

賛成者	南国市議会議員	土 居 篤 男
〃	〃	村 田 敦 子
〃	〃	浜 田 勉
〃	〃	西 岡 照 夫
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	岩 松 永 治
〃	〃	野 村 新 作
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	高 木 正 平
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	浜 田 和 子
〃	〃	神 崎 隆 代
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	小笠原 治 幸

南国市議会議長 岡崎 純男 様

.....
議発第3号

障害者の働く権利を侵害する障害者雇用率の水増し偽装の徹底解明と再発防止を
求める意見書

日本は、国連の障害者権利条約の批准国です。障害者差別解消法という法律を持っている国でもあります。障害者の権利を保障していこう、差別をなくしていこうという国際的な大きな流れの中で、日本もそれを受け止め、締約国になり法律を作ったはずですが、その国の行政機関が、憲法で保障された障害者の働く権利を長期にわたり侵害して法に基づく雇用をせず、法律

で義務づけられた雇用率を「達成している」と偽装したことは、障害者や国民を裏切る背信行為と言わざるを得ません。しかも、これらの偽りの数字は、障害者権利条約に基づいて日本が国連の委員会に提出した政府報告の資料に書き込まれており、国内だけでなく国際的にも日本の障害者行政に対する信用を大きく失墜させかねない状況です。

「一億総活躍社会」を掲げ、障害者が希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて、最大限活躍できる環境整備を進めていたのではなかったのでしょうか。

この意見書の中には多くの障害者の怒りの声が含まれています。

なぜ不正が起きたのか、どれだけの人の働く権利が奪われたのか、再発防止に必要なことは何か、など障害当事者を含めた第三者委員会の設置で、国民に納得のいく事実の解明と、二度とこのようなことが起きない対策を早急にとられるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月21日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 様

＊

議発第4号

臓器移植の環境整備を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年9月21日提出

提出者	南国市議会議員	土 居 篤 男
賛成者	〃	前 田 学 浩
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	野 村 新 作
〃	〃	西 岡 照 夫
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	高 木 正 平

賛成者	南国市議会議員	植 田 豊
〃	〃	岩 松 永 治
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	浜 田 和 子
〃	〃	神 崎 隆 代
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	小笠原 治 幸
〃	〃	浜 田 勉
〃	〃	村 田 敦 子
〃	〃	福 田 佐和子
〃	〃	有 沢 芳 郎

南国市議会議長 岡崎 純男 様

.....
議発第4号

臓器移植の環境整備を求める意見書

臓器移植の普及によって薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われている。

一方、臓器移植ネットワークが構築されていない外国における移植は臓器売買等の懸念を生じさせ、人権上ゆゆしき問題となっている。

そこで、国際移植学会は、平成20年5月に「各国は、自国民の移植ニーズに足る臓器を自国のドナーによって確保する努力をすべきだ」とする主旨の「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を行った。

こうした動きが我が国における平成22年7月の臓器の移植に関する法律の改正につながり、本人の意思が不明な場合であっても家族の承諾により臓器を提供することが可能となった。同法の改正以後、脳死下での臓器提供者は年々増加しており、平成28年の臓器提供者数は64人、平成29年の臓器提供者数は77人となっている。

しかし、平成30年5月31日時点における臓器移植希望者数が、心臓で684人、肺で325人、肝

臓で313人、腎臓で11,931人、膵臓で206人(日本臓器移植ネットワーク)となっているなど、心停止後のものを含めても臓器提供数が必要数を大きく下回っており、その理由としてドナーや臓器提供施設数が少ないことが指摘されている。

よって、国においては、国民の臓器を提供する権利、臓器を提供しない権利、移植を受ける権利及び移植を受けない権利を同等に尊重しつつ、臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させるため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

1. 国民が命の大切さを考える中で臓器移植にかかる意思表示について具体的に考え家族などと話し合う機会を増やすことができるよう、臓器移植に係る更なる啓発に努めること。
2. 臓器提供施設における院内体制の整備を図るため、マニュアルの整備、研修会の開催など個々の施設の事情に応じたきめ細かい支援を行うこと。
3. 臓器移植についての説明から臓器提供後のアフターケアまでドナーの家族に対してきめ細かな対応が可能となるよう、移植コーディネーターの確保を支援すること。
4. 臓器摘出手術から移送までを担う臓器移植施設の担当医について負担軽減対策を講ずること。
5. 国民が臓器移植ネットワークの構築されていない国において臓器移植を受けることのないよう、必要な対策を講ずること。
 - ① ブローカーの厳罰化
 - ② 医師に対する、患者への渡航移植の危険性の告知義務
 - ③ 医師が臓器移植を受けた患者であることを覚知した際、厚生労働省への告知義務
 - ④ 違法と知らないで臓器移植を受けてしまった、善意のレシピエントへの精神面でのケアこれらは、有効な対策であると思われる。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 9月21日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 様
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
厚 生 労 働 大 臣	加 藤 勝 信 様

議発第5号

水道民営化を推し進める水道法改正案の成立に反対する意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年9月21日提出

提出者	南国市議会議員	今 西 忠 良
賛成者	〃	西 岡 照 夫
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	岩 松 永 治
〃	〃	野 村 新 作
〃	〃	高 木 正 平
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	小笠原 治 幸
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	浜 田 勉
〃	〃	土 居 篤 男
〃	〃	村 田 敦 子
〃	〃	福 田 佐 和 子
〃	〃	前 田 学 浩

南国市議会議長 岡崎 純男 様

.....

議発第5号

水道民営化を推し進める水道法改正案の成立に反対する意見書

政府は、水道施設に関する公共施設等運営権（コンセッション）方式を民間事業者に設定できる仕組みを導入する水道法の一部を改正する法律案を提出し、成立を目指している。コンセッション方式とは、P F Iの一類型で、自治体が所有権を有したまま、利用料金の徴収を行う公共施設についてその運営権を民間事業者に設定するやり方で、水道事業の民営化を推し進めるものだ。

コンセッション方式の導入は、住民の福祉とはかけ離れた施策である。災害発生時などの応急体制や他の自治体への応援態勢などが民間事業者に可能か、更新事業や事業運営をモニタリングする人材や技術者をどう確保するのか、など重大な懸念がある。また、必ずしも老朽管の更新や耐震化対策を推進する方策とならず、水道法の目的である公共の福祉を脅かす事態となりかねない。

麻生副総理は2013年4月、米シンクタンクの講演で「日本の水道はすべて民営化する」と発言し、政府は水道事業の民営化にまい進してきた。ところが、水道が民営化されたフィリピン・マニラ市は水道料金が4～5倍に跳ね上がり、ボリビア・コチャバンバ市では雨水まで有料化され暴動が起きた。フランス・パリ市では料金高騰に加え不透明な赤字経営が問題となり、世界の多くの自治体で再公営化が相次いでいる。

水は市民の生活や経済活動を支える重要なライフラインだ。国民の生命と生活に欠かせない水道事業は民営化になじまず、すべての人が安全、低廉で安定的に水を使用し、衛生的な生活を営む権利を破壊しかねない。

よって、国会及び政府に対し、安心、安全の水道事業を守るため、下記の事項について誠実に対応されるよう強く求めるものである。

記

1. 水道事業にコンセッション方式の導入を促す水道法の一部改正案は、廃案にすること。
2. 将来にわたって持続可能な水道を構築し、水道の基盤強化を進めるため、必要な支援の充実、強化、財源措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月21日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 様

参議院議長 伊達忠一様
内閣総理大臣 安倍晋三様
副総理大臣 麻生太郎様
厚生労働大臣 加藤勝信様

＊

議発第6号

主要農作物種子法の復活を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年9月21日提出

提出者	南国市議会議員	浜田 勉
賛成者	〃	土居 篤男
〃	〃	福田 佐和子
〃	〃	村田 敦子
〃	〃	中山 研心
〃	〃	今西 忠良
〃	〃	西川 潔
〃	〃	小笠原 治幸

南国市議会議長 岡崎 純男 様

議発第6号

主要農作物種子法の復活を求める意見書

主権国家は食の安全、安定供給力がなければならない。その食料を生産する力量は、農家の自家採種等によって代々受け継がれ改良されてきた。

1952年（昭和27年）種子法が制定され、国や県、地方自治体の予算措置によって、農業試験場などの公的機関が、品種改良の研究、開発を実施した。その努力が地域の実状に合った特産品などをつくりあげ、ふるさと再生の条件を広げてきた。

民間へという名の、モンサントなど世界規模の会社等に、先人がつくりあげてきた優良品種や権利を明け渡す必要はない。ましてや、一代限りの種子を買わされるなどは、断固拒否するものであり、主要農作物種子法の廃止はまちがいであったと言わざるを得ない。

以上のような視点から、安全・安心、美味の食料自給率を高めるためにも、主要農産物種子法の復活こそが最善の道である。速やかに復活されることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月21日

南 国 市 議 会

内閣総理大臣	安倍晋三様
農林水産大臣	斎藤健様
経済産業大臣	世耕弘成様

—————*—————

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。この際、以上6件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

—————*—————

○議長（岡崎純男） この際、議発第1号から議発第5号まで、以上5件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました5件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（岡崎純男） これより採決に入ります。

まず、議発第1号から議発第4号まで、以上4件を一括採決いたします。以上4件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号から議発第4号まで、以上4件は原案のとおり可決されました。

次に、議発第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎純男） 起立全員であります。よって、議発第5号は原案のとおり可決されました。

＊

○議長（岡崎純男） 次に、議発第6号を議題といたします。提案理由の説明の通告がありますので、発言を許します。17番浜田勉議員。

〔17番 浜田勉議員登壇〕

○17番（浜田 勉） 私は、主要農作物種子法について、一般質問でただしましたが、執行部は法制的な枠、あるいは行政的な枠組みの中でその理解力で答弁をいただきました。その後の行政というのが大きく変わってまいりましたので、いわゆる復活の願いを込めて提案をしたわけであります。

意見書は、議員の法律への客観的な洞察力、あるいはその持っている法律の展望、それを個々の議員が自己の判断によって行使をする。今回は農業観であります。農業の見方に大きな議員差が生まれています。

南国市は、基幹産業の一つとして大切にしていってまいりましたが、種子法はその点で見れば農業の基軸中の基軸であります。じゃあ何で種子法が廃止に追いやられたかを考えてみますと、これは皆さんも御存じのとおりでありますけれども、農政は今や農林水産省ではなく、官邸と言われております。財界主張の内閣府の規制改革推進会議が主な舞台となってこの廃止を決めたわけで、まさに財界の意のままです。

では、財界の主張はどうして、種子法が補償する国や自治体がつくる品種、これは余りにも安価で、優良で、ともかく理屈はない、安いがいかん、企業が参入できんじゃないかというのが財界の意向。これがモンサントなどに代表されるいわゆる多国籍企業なんかの主張であります。財界の本音は遺伝子権、つまり種子、種を持つ企業を買収して、種子の独占化を図り、手にした品種の知的財産権、育種者権を保護するように政府に求める。つまり、企業利益を政府が保証せよ、というわけです。それに忠実な日本政府は、農林水産省は早くも加担をして、農家の自家採取を禁止しようとしています。どこの政府なやと、わやにすな、というのが

思いであります。

企業はそこまでやって種子市場の市場の支配が進めば、アメリカの大豆やトウモロコシのように、農家が遺伝子組み換えの除草剤耐性品種を高値で買わされるのは必至であります。

さらに皆さん考えてください。企業が新品種を例えばつくったとしても、元の原種は世界の農民が先祖代々かけて保存してきた、そしてつくり上げてきたものです。それらをごっそり盗み取るかのように寡占化を進めているのが実相であります。許されません。

では、種子法が4月1日に廃止されましたが、その後どうなったのかということでもあります。全国で14県の条例を追い腹のごとく廃止をしましたが、だけどやっぱりいかんぞと、廃止そのままだと、もう地域の製造権の問題になってくるというようなことで、種子法の立場、地域に適した品種の開発、保存はできないということで要綱をつくりました。高知県も要綱をつくりました。今、要綱をつくった県はいっぱいありますけれども、条例をその後検討した、あるいは検討していくという方向が大きく広まっています。つまり、要綱では法律や条例のように権限や財源が補償されていません。だから、研究開発はできないという声が広がっています。

ともかく、日本農業の将来を形づける種の保存、開発は休むことが許されません。主権国家としての食料政策を進めるため、種子法の復活、条例の復活は緊急課題であることを訴え、皆さんの農業への思いを、また変化においた行動を願って提案理由といたします。

ありがとうございました。

○議長（岡崎純男） これにて提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 質疑を終結いたします。

＊

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。本案につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

○議長（岡崎純男） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（岡崎純男） これより採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎純男） 起立少数であります。よって、議発第6号は否決されました。

—————*—————

○議長（岡崎純男） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第404回南国市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時59分 閉会